

川口市戸塚環境センター施設整備基本計画 (案)

[第1章、第2章]

平成 年 月

川口市

目次（案）

第1章 基本計画の概要	1
第1節 基本計画策定の目的	1
第2節 基本計画の位置付け	1
第3節 施設整備の基本方針	2
第4節 整備対象とする施設	2
1. 一般ごみ焼却処理施設	2
2. 粗大ごみ処理施設	2
第2章 基本的条件の整理	3
第1節 敷地・周辺条件	3
1. 敷地形状（測量図、地質図等）	3
2. ユーティリティ条件	4
第2節 関係法令	5
1. 環境保全関係法令	5
2. 土地利用規制及び設置等に関する法令	5

第1章 基本計画の概要

第1節 基本計画策定の目的

川口市（以下「本市」という。）では、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持するため、平成39年度前後に更新時期を迎える戸塚環境センター西棟及び老朽化が進んでいる戸塚環境センター粗大ごみ処理施設に替わる、新たな一般ごみ及び粗大ごみの処理施設（以下「新施設」という。）の整備に向けた、基本的な考え方や方針を取りまとめることを目的とし、「川口市戸塚環境センター施設整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を平成29年3月に策定しました。

本計画は、基本構想で取りまとめた施設整備の方針に基づき、地域の状況や立地条件、法規制等を十分に把握し、最新の技術動向を考慮した上で、新施設の整備に向け、各設備の基本処理システム、公害防止計画、施設配置計画等を具体的に定めるものです。

第2節 基本計画の位置付け

本計画は、「第5次川口市総合計画」、「第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「一般廃棄物処理基本計画」という。）」その他関連計画等との整合性を図り策定します。

本計画と関連計画の位置付けは「図1-1 本計画の位置付け」に示すとおりです。

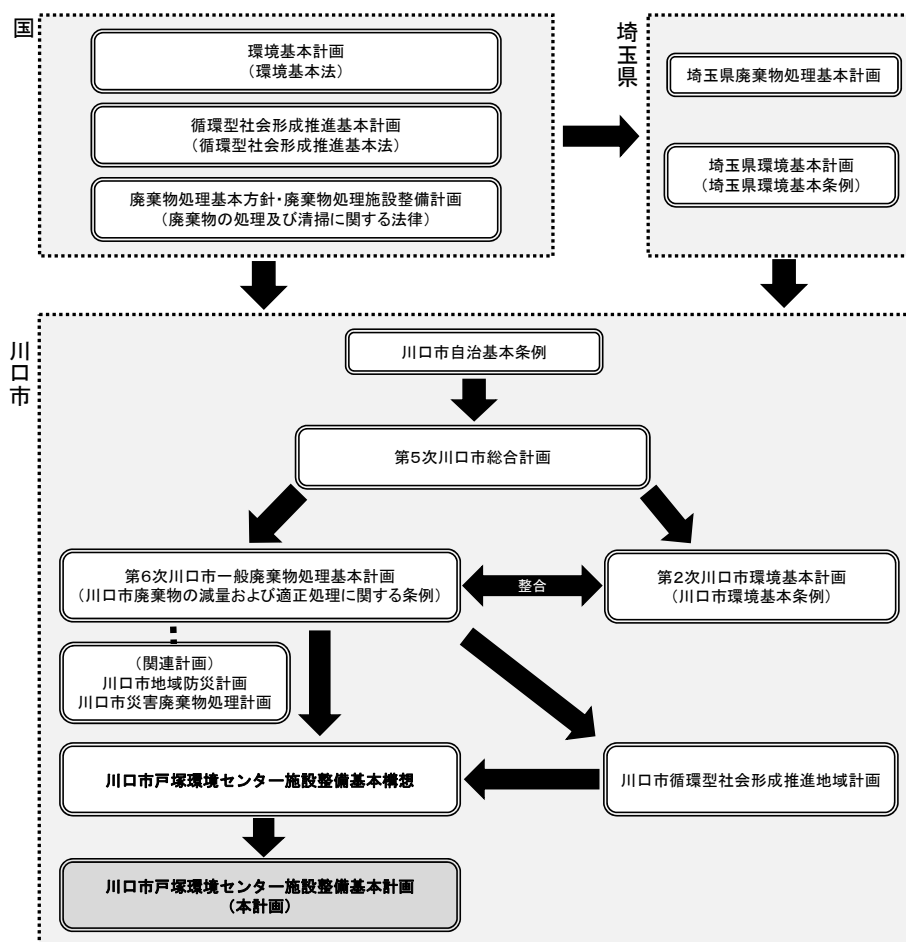


図1-1 本計画の位置付け

第3節 施設整備の基本方針

新施設の整備に関する基本方針は以下に示すとおりです。

方針1 安全・安心に配慮した施設とします。

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、市民が安心して生活できる施設の整備を目指します。

方針2 安定的にごみを処理できる施設とします。

朝日環境センターやリサイクルプラザと連携し、日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。

方針3 経済性に優れた施設とします。

施設の整備から運営までのコストを削減し、維持管理が容易で、経済性に優れた施設の整備を目指します。

また、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に貢献する施設の整備を目指します。

方針4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします。

ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。

方針5 環境に優しい施設とします。

施設周辺的生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指します。

さらに、地球環境保全のため、低炭素社会の構築に寄与する施設の整備を目指します。

方針6 地域に開かれた施設とします。

環境啓発や情報発信に役立ち、市民の交流と憩いの場となる施設の整備を目指します。

方針7 災害発生時に対応できる施設とします。

地域の防災拠点として、災害発生時にも自立運転できる施設を目指します。

第4節 整備対象とする施設

1. 一般ごみ焼却処理施設

一般ごみを安定的に焼却処理するとともに、発生する熱エネルギーを発電等に有効利用するため、戸塚環境センター東棟を撤去した後、跡地に整備する焼却施設の基本的な事項や整備に向けた考え方を検討します。

2. 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ中の金属、アルミ、小型家電、処理困難物を事前に除去し、破碎処理した後に金属等の資源物を回収するとともに、可燃ごみは一般ごみ処理施設で処理するための施設の基本的な事項や整備に向けた考え方を検討する。

第2章 基本的条件の整理

第1節 敷地・周辺条件

1. 敷地形状（測量図、地質図等）

建設予定地の土地利用条件は「図2-5 建設予定地敷地境界」及び「表2-4 建設予定地の概要」に示すとおりです。

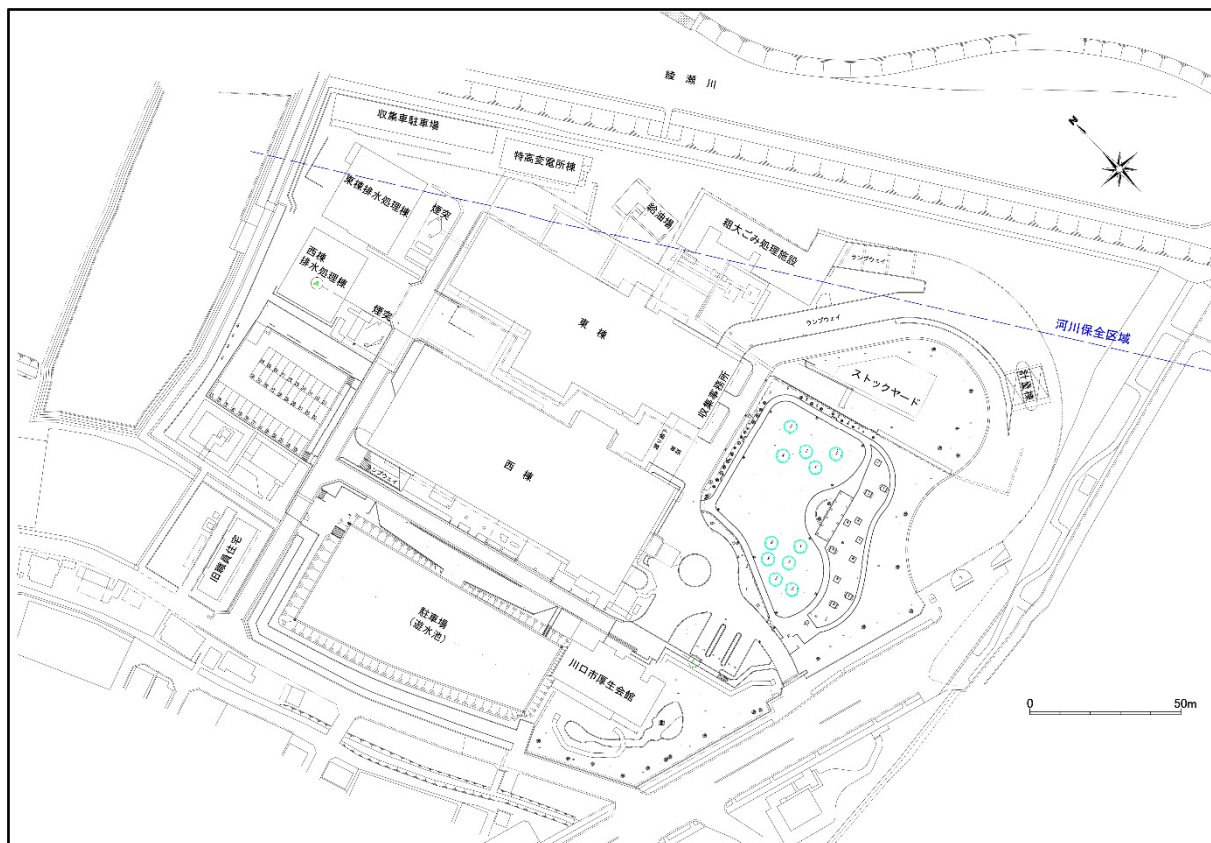


図2-5 建設予定地敷地境界

表2-4 建設予定地の概要

敷地面積	51,865.8m ²
土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 : その他の都市計画施設（ごみ処理場・ごみ焼却場） ・用途地域 : 第一種住居地域（一部第二種住居地域を含む） ・建ぺい率 : 60% ・容積率 : 200% ・防火地区 : 指定なし ・高さ制限 : 22m ・緑化率 : 敷地面積の20% ・河川保全区域 : 河川境界から30m
地質の状況	N値 >50 : G.L. -50m程度

2. ユーティリティ条件

建設予定地におけるユーティリティ条件は「表 2-5 建設予定地のユーティリティ条件」に示すとおりです。

表 2-5 建設予定地のユーティリティ条件

項目	概要
電気	特別高圧受電
用水	上水
燃料	—
排水	公共用水域（綾瀬川）へ放流

第2節 関係法令

1. 環境保全関係法令

焼却処理施設等はその規模と内容に応じ、「表2-2 環境保全関係法令及びその適用」に示す環境保全関係法令等の適用を受け、施設の建設条件となる規制が定められています。

表2-2 環境保全関係法令及びその適用

法令名	適用範囲等	適用
廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設（焼却施設においては、1時間当たり200kg以上または、火格子面積が2m ² 以上）は本法の対象となる。	○
大気汚染防止法	火格子面積が2m ² 以上、または焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は本法のばい煙発生施設に該当する。	○
水質汚濁防止法	処理能力が1時間当たり200kg以上または、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。	○
振動規制法	圧縮機（原動機の定格出力7.5kW以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。	○
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。	○
下水道法	1時間当たり200kg以上または、火格子面積が2m ² 以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	—
ダイオキシン類対策特別措置法	工場または事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり50kg以上または火格子面積が0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出またはこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止したとき、健康被害が生ずる恐れがあるときは本法の適用を受けるが、清掃工場は有害物質使用特定施設には該当しない。しかし、都道府県の条例で排水処理施設を有害物の「取り扱い」に該当するとの判断をして、条例を適用する場合がある。	※

※状況により異なる

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

2. 土地利用規制及び設置等に関する法令

一般に、焼却処理施設等を設置する場合、「表2-3 施設の設置、土地利用規制及び設置に関する法令及びその適用」に示す土地利用に関する規制や建築場所特有の設置基準等の立地規制に配慮する必要があります。

表2-3 施設の設置、土地利用規制及び設置に関する法令及びその適用

法令名	適用範囲等	適用
都市計画法	都市計画区域内に廃棄物処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要となる。	○
景観法	景観行政団体として景観計画を定めている場合、建設物の新築、増築、改築する場合、適用される。	○
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合は河川管理者の許可が必要となる。	○
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の設置、又は工作物の設置・改造に制限がある。	—

法令名	適用範囲等	適用
宅地造成等規正法	宅地造成工事規制区域内に、ごみ処理施設を建設する場合適用される。	—
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合、適用される。	—
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合、適用される。	○
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新設、改築又は増設を行う場合、適用される。	—
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新設し、改築し、又は増設する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増設する場合、適用される。	—
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合、適用される。	—
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合、適用される。	—
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の新設、又は改築を行う場合、臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合、適用される。	—
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他工作物の新設、又は改築等を行う場合、適用される。	—
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他工作物の新築、又は改築等を行う場合、適用される。	○
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合、適用される。	—
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が6 cm ² をこえるもの）により地下水を採取して、これを工業の用に供する場合、適用される。	※
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が6 cm ² をこえるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合、適用される。	※
建築基準法	51条で都市計画決定がなければ、建築できないとされている。同条ただし書きでは、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りではない。建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有り。	○
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。重油タンク等は危険物貯蔵所として補運法により規制される。	○
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限がかかる。地表面又は水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要となる。昼間において航空機から視認が可能であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から60m以上の高さのものには昼間障害標識が必要となる。	※
電波法	電波障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合、適用される。	※
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合、適用される。	※
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。	※
高圧ガス取締法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。	—
電気事業法	特別高圧（7,000Vを超えるもの）で受電する場合、高圧受電で受電電力の容量が50kW以上の場合、自家発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合、適用される。	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。	○

※状況により異なる

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領